

令和5年4月

# 総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和5年4月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

4月21日（金） 午後15時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第27号 職員の任免について  
議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第31号 現況確認書の交付について

### ○出席委員（17名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 田村 廣    | 2番 中野 恵子   |
| 3番 長富 繁美   | 4番 原田 知美   |
| 5番 品川 民雄   | 6番 草野 隆司   |
| 7番 岡崎 弘明   | 8番 金子 哲也   |
| 9番 横山 喜一郎  | 10番 鈴川 肇   |
| 欠席 矢次 利典   | 12番 守永 正範  |
| 13番 烏田 茂夫  | 欠席 藤田 芳昭   |
| 15番 大石 博則  | 16番 原川 久美子 |
| 17番 松田 由美子 | 18番 尾木 武夫  |
| 19番 片岡 兼雄  |            |

### ○議事録署名委員

- 5番 品川 民雄                      13番 烏田 茂夫

### ○議 事

事務局長

ただいまから、令和5年4月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。  
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 品川委員、13番 烏田委員  
をお願いいたします。  
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第27号「職員の任免について」を議題に供します。事務局  
から説明をお願いします。

事 務 局 議案第27号の説明

議 長 以上の説明のとおり、4月1日付けでの人事異動であります。萩  
市農業委員会の承認が必要でありますので、お諮りいたします。  
議案第27号「職員の任免について」、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員が挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。  
それでは、承認をいただきましたので、事務局職員のあいさつを  
お願いします。

事 務 局 新事務局職員あいさつ

議 長 議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第28号第1項について説明いたします。議案は、  
4ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約4km、小畑地区の中ノ台のほぼ中間の地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1,147㎡で、畑の面積が1,147㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんと同じく●●●の●●●さんで、耕作面積はともに0㎡です。権利の種類は、所有権移転で贈与です。当該農地の持ち分3分の2を●●●さんが、持分3分の1を●●●さんが譲り受けます。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、ご高齢で自宅からも距離があるため、維持、管理が難しいこと、耕作が困難なことから申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんと●●●さんに打診したところ、自宅から耕作地が近隣であることから合意にいたり、3者連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数はともに5年です。年間農作業従事日数は、両名それぞれ60日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は自家消費の露地野菜及び柑橘の栽培を行われます。作物は、主に●●●に販売されます。

農機具の保有状況ですが、草刈機1台、自走式草刈機1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、4月6日に、事務局2名、●●●委員と私で現地の確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。畑地を弟さんと親戚の方に贈与することで、申請者は元々、●●●におられましたが、現在は●●●に変わられましたので、少し遠くなったのも原因の一つだと思います。

以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約4km、●●●地区の●●●の南側の地点、先ほどから少し南に下りた地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積は403㎡で、畑の面積が403㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、第1項と同じく、●●●の●●●さんです。譲渡人の●●●さんは、ご高齢で自宅からも距離があるため、維持、管理が難しいこと、耕作が困難なことから申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんに打診したところ、自宅から耕作地が近隣であることから合意にいたり、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、奥様が●●●歳、農業経験年数はご夫婦ともに5年です。年間農作業従事日数は、双方ともに60日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は柑橘の栽培を行われます。

作物は、先ほどと同じで、主に●●●に販売されます。

農機具の保有状況ですが、草刈機1台、自走式草刈機1台、軽ト

ラック1台、耕運機1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、先ほどと同様の内容でございまして、譲渡人の●●●さんから●●●さんへ贈与で譲り渡されます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約6km、●●●の裏手の地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積は920㎡で、畑の面積が920㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、

耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、先ほどと同じ●●●の●●●さんです。譲渡人の●●●さんは、ご高齢で自宅からも距離があるため、維持、管理が難しいこと、耕作が困難なことから申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんに打診したところ、自宅から耕作地が近隣であることから合意にいたり、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、奥様が●●●歳、農業経験年数はご夫婦ともに5年です。年間農作業従事日数は、双方ともに●●●日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は柑橘の栽培を行われます。作物は、主に●●●に販売されます。

農機具の保有状況ですが、草刈機1台、自走式草刈機1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、先ほどと同様の案件でございまして、4月6日に事務局2名と、●●●委員と私とで現地を確認いたしました。譲受人の●●●さんは若いので、これから頑張ってやっていただけると思っております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約5km、●●●の裏手の地点にあり、先ほどの場所より上の地点の、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積は4,111㎡で、畑の面積が4,111㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は274㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、先ほどと同様、●●●の●●●さんです。譲渡人の●●●さんは、ご高齢で自宅からも距離があるため、維持、管理が難しいこと、耕作が困難なことから申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんに打診したところ、数年前から草刈等の管理を行ってこられたこともあって、合意にいたり、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、奥様が●●●歳で、農業経験年数はご夫婦ともに5年です。年間農作業従事日数は、ご夫婦ともに60日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は柑橘の栽培を行われます。作物は、主に●●●に販売されます。

農機具の保有状況ですが、草刈機1台、自走式草刈機1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 この件につきましても同様の案件ですが、譲受人の●●●さんと

というのが、譲渡人の●●●さんの妹さんの旦那さんです。非常に熱心に管理されておりますので、問題はないと思われまます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長           それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           事務局は第5項の説明をお願いします。

事 務 局          それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約300m、●●●付近の地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記が田で、現況は畑、面積314㎡です。畑の面積が314㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は3,509㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。譲渡人の●●●さんは、ご高齢で、市外在住で自宅からも距離があるため、農地の維持、管理が難しいこと、耕作が困難なことから申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんに打診したところ、自宅から耕作地が近隣であることから合意にいたり、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は2年です。年間農作業従事日数は、150日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は観光農園としてなたねを栽培し、なたね油の搾油体験等に取り組むご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機、肥料散布機、管理機、脱穀機、軽トラック等を所有され、新たにトラクターや芝刈機を購入予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 事務局から説明がありましたとおり、4月7日に、譲受人の●●●さんと一緒に、事務局3名、●●●委員さん、●●●推進委員さんと私とで現地確認をいたしました。●●●さんにつきましては、萩市の地域おこし協力隊員として3年間●●●地域で活動をされた後、就農をされており、現在35アールの耕作をされています。農業経験年数は2年と短いですが、今後、機械等の設備導入も予定されるなど、営農計画されており、問題ないと考えております。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第6項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約300m、●●●付近の地点にあり、先ほどのところから約100m下りた箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記が田で、現況は畑、面積212㎡です。畑の面積が212㎡です。

譲受人は萩市で、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。譲渡人の●●●さんは高齢により親族のいる●●●へ転出されたため、農地の維持、管理が難しいこと、耕作が困難なことから申請地を譲り渡すことを考えておられました。

譲受人の萩市は、地方公共団体が公共用に供する場合として、定住促進のモデル事業を展開するにあたって、農園付き住宅の菜園農地として運用を予定しています。これら事由について双方が了承され、本申請に至ったものです。

譲受人が萩市であるため、耕作や農作業従事日数等の情報はございません。

営農計画ですが、権利取得後は田舎暮らしや農業に興味のある移住希望者向けに、農地付きの定住促進モデルの賃貸住宅として運用する計画です。

農機具の保有状況については、移住者の希望及び実情により対応されるとのことです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 先ほどの件と同様に、4月7日に、萩市の担当課の職員さんも同行されまして、同様に現地確認を行っております。当該の農地につきましては、萩市が行う移住者向けの定住促進施策のモデル住宅に付随するものでありまして、この写真でもありますように、住宅の裏のそばに農地がありまして、家庭菜園としてもすぐに耕作できるような農地でございます。それから移住者が決まるまでの農地の管理につきましては、萩市で草刈り等されるということで、問題はな

いものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第7項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第7項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4月11日、●●●地区担当の●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積は607㎡と360㎡の合計967㎡で、畑の面積が合計967㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。譲渡人の●●●さんが、県外在住で、農地の維持、管理が難しいこと、後継者もないことから、申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんは、数年前に県外から●●●へ移住され、申請地に隣接した住居にお住まいで、この度の農地法の改正による下限面積要件の廃止に伴い、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、ご両親と同居されており、農業経験年数は5年です。年間農作業従事日数は、ご本人が60日、ご両親もそれぞれ60日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は申請地において、●●●さんが自

家消費の野菜や果樹の栽培に併せ、鑑賞用花壇等の整備を行われる  
ご予定です。

農機具の保有状況ですが、刈払機 2 台、自走式草刈機 1 台、チェ  
ーンソー 1 台、軽四輪トラック 1 台を所有されています。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当がないため、許可要件を  
すべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきましては、4 月 1 1 日、事務局 2 名、委員 4 名で現地の確認をいたしました。先ほど、事務局の説明がありましたが、きれいに整備されてありますので、特に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第 7 項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第 7 項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第 8 項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 8 項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

4 月 1 1 日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事

務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田で、面積は223㎡、田の面積が223㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は6,210㎡です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。譲渡人の●●●さんはご高齢で自宅からも距離があるため、今後の耕作継続が難しいことから、申請地を譲り渡すことを考えておられ、譲受人の●●●さんに打診したところ、自宅から耕作地が近隣であることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳ですが、息子さんと同居されており、農業経験年数は60年です。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、息子さんが20日となっております。

営農計画ですが、権利取得後は申請地において、榊やシキビ等の花木の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機2台、耕運機1台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 ただいま、事務局より詳細な説明がありましたとおり、該当の農地は小規模でポツンとあるような状況でございます。譲受人はこの地にお住まいで該当の農地にもっとも近くで農業をされておられ、後継者もおられるため、問題はないものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第8項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を説明させていただきます。

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されましたが、当該改正法の附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画については農業委員会が決定することとなりますので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽、新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は5月1日付となります。

それではお手元にお配りしています、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和5年5月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。一番下の合計の数字を読み上げていきます。

5月1日に設定されるものは、●●●地域の●●●さんの新規のみになりますが、件数5件、筆数14筆、田が34,400㎡、合計が同じく34,400㎡です。

つづいて、利用権設定状況（令和5年5月1日）の資料をご覧ください。この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。一番下の合計の数字を読み上げていきます。

5月1日に設定されるものは、新規が、件数20件、筆数43筆、田が72,199㎡、畑が17,931㎡、面積の合計が90,130㎡です。更新が、件数12件、筆数23筆、田が25,081㎡、畑が4,150㎡、合計が29,231㎡です。新規と更新を合わせた合計面積が、119,361㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

#### (報告事案-1)

議長 議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 議案第30号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案は7ページ、8ページでございます。

それでは、第1項と第2項をまとめて説明いたします。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,519㎡外2筆、合計で6,188㎡です。賃借人は●●●の●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんで、公益財団法人やまぐち農林振興公社を経由した中間管理事業の一連の解約となります。解約後は、●●●の2筆を自己管理され、●●●の1筆は、別の担い手が借り受けられる予定です。

続きまして、第3項と第4項をまとめて説明いたします。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,129㎡外20筆、合計で20,681㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんで、公益財団法人やまぐち農林振興公社を経由した中間管理事業の一連の解約となります。解約後は、●●●の●●●さんが4筆を自己管理され、残りの17筆は別の担い手が借り受けられる予定です。

続きまして、8ページ、第5項ですが、●●●、地目は登記・現

況ともに田、面積1, 210㎡です。賃借人は●●●の●●●さん  
で、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は、別の担い手が  
借り受けられる予定です。

続きまして、第6項ですが、議案第29号の集積計画に関連する  
解約です。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3, 770㎡  
です。賃借人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●  
さんです。解約後は、別の担い手が借り受けられる予定です。

続きまして、第7項ですが、●●●、地目は登記・現況ともに田、  
面積1, 792㎡外2筆、合計で6, 475㎡です。賃借人は●●  
●の●●●さんの相続人、●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●  
●さんです。解約後は、別の担い手が借り受けられる予定です。

続きまして、第8項と第9項をまとめて説明いたします。こちら  
も議案第29号の集積計画に関連する解約です。●●●、地目は登  
記・現況ともに田、面積2, 407㎡です。賃借人は●●●の●●  
●さんの相続人、●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんで、  
公益財団法人やまぐち農林振興公社を経由した中間管理事業の一連  
の解約となります。解約後は別の担い手が借り受けられる予定です。

続きまして、第10項と第11項をまとめて説明いたします。こ  
ちらも議案第29号の農集積計画に関連する解約です。●●●、地  
目は登記・現況ともに田、面積1, 462㎡外3筆、合計で8, 1  
09㎡です。賃借人は●●●の●●●さんの相続人、●●●さんで、  
賃貸人は●●●の●●●さんで、公益財団法人やまぐち農林振興公  
社を経由した中間管理事業の一連の解約となります。解約後は別の  
担い手が借り受けられる予定です。

続きまして、第12項と第13項をまとめて説明いたします。こ  
ちらも議案第29号の集積計画に関連する解約です。●●●、地目  
は登記・現況ともに田、面積1, 219㎡です。賃借人は●●●の  
●●●さんの相続人、●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さん  
で、公益財団法人やまぐち農林振興公社を経由した中間管理事業の  
一連の解約となります。解約後は別の担い手が借り受けられる予定  
です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第30号の報告は終わ  
ります。

(報告事案-2)

議 長 議案第31号「現況確認書の交付について」を議題に供します。  
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第31号「現況確認書の交付について」の第1項  
について説明いたします。議案は10ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地  
調査を実施しました。

申請地は、●●●から北へ180mに位置する●●●、登記地目  
は畑、面積は1,217㎡です。申請人は、●●●の●●●さんで  
す。

こちらが申請地で、市道と山林、住宅が混在した地域にある小農  
地です。

申立てによると、申請地は平成7年に相続により取得したが、昭  
和53年頃から耕作しておらず、農地としての現況をとどめていな  
いとのことでした。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現  
況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、報告  
いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第31号の報告は終わ  
ります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了  
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時30分 閉会